

「やまぐち県民活動支援センター」の管理運営

1 現状及び課題

やまぐち県民活動支援センター（以下「支援センター」という。）は、平成14年4月以降、公設民営化により運営している。平成15年9月の地方自治法の一部改正に伴い新たに「指定管理者制度」（平成18年9月1日までに導入が必要）が導入されたため、支援センターについても指定管理者制度を導入する必要がある。

また、市町村合併の進展に伴い、今後、市民活動の拠点となる市町村支援センターの設置が進むことが予想されるが、支援センターと市町村支援センターとの役割分担を明確にする必要がある。

このため、昨年度、山口県県民活動審議会基本計画検討委員会において、これらの課題等について意見や提言等を求めた。

《検討課題》

支援センターの在り方について

- ▲ 市町村支援センターの設置が進捗したときにおける支援センターと市町村支援センターとの役割分担
- ▲ 支援センターの民設民営化及び存廃を含めた方向性

「指定管理者制度」の導入について

- ▲ 公益法人及びNPO等民間事業者の指定方法
- ▲ 指定管理者制度導入の時期

2 県・きらめき財団及び支援センターの連携の必要性

(1) きらめき財団及び支援センターの運営の実態

きらめき財団と支援センターは、ともに県民活動の中核的な支援拠点として県民活動を幅広く支援することとし、今後とも機能強化・充実を図るとともに、各分野や地域における県民活動支援機関等と連携して県民活動の窓口として、行政・事業者・県民・県民活動団体間における協働推進のコーディネートや、県下の県民活動に共通する課題解決を図るため、広域的観点から各種の情報提供や人材育成、財政支援などの総合的な支援を行うこととしている。

これまでのきらめき財団と支援センターの管理運営実態を検証してみると、

- ▲ きらめき財団が行っている支援センターの管理業務及び財政的支援業務とNPOが行っている情報提供・相談等の支援業務が両機関双方の特性が生かされうまく機能している。
- ▲ 支援センターの民営化後は、「サービス業」意識の徹底、メールマガジン（さぼートメール）の発行、支援センター利用に関する意見交換会の実施、お出かけ相談会など、運營業務に対する意欲的な取組みがみられ、支援センターの利用者も年々増加するなど、確実に成果が上がってきている。

〔支援センターの年度別・月別平均利用状況〕

区 分	平成16年度(4月~1月)	平成15年度	開設から平成15年度
利用者	419人	384人	331人
相談件数	169件	136件	69件
アクセス数	1,850件	1,469件	1,043件

(2) 県民活動促進基本計画に基づく推進の方向

これまで県民活動の促進に向けて、「県民活動促進条例」の制定、「県民活動支援センター」の民営化、「やまぐち県民活動きらめき財団」の設立、「県民活動審議会」及び「県民活動推進本部」の設置など一連のシステムづくりを行ってきたところである。

また、平成15年3月には具体的な施策を展開するための「県民活動促進基本計画」を策定し、計画の実施に当たっては、計画期間を大きく三期に分け、それぞれの期間毎の推進方向の達成に向けて、県・きらめき財団・支援センターが連携し、それぞれの役割分担により施策の展開を図ることとしている。

県民活動促進計画の期間毎の施策の推進方向

- ・ 期（H15～H16）：県民活動の拡がりに向けた環境づくり
- ・ 期（H17～H19）：県民活動の発展に向けた環境づくり
- ・ 期（H20～H22）：県民活動の成熟に向けた環境づくり

(3) 県・きらめき財団・支援センターの主な役割及び今後の方向性等

主 体	県	きらめき財団	支援センター
主な役割	県民活動促進に関する企画・立案と促進の基盤となる環境づくり	県民活動団体の自立・成長を促進するための活動ニーズに応じた環境づくり	活動支援・促進の窓口としてのサービスの提供と県、財団の実施する諸施策の支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例、計画等の策定と総合推進 ・ 協働の推進 ・ 県民活動全般に波及効果のある財政支援 ・ 県主体の支援制度 ・ 県民参加の基盤づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別団体に対する財政支援の検討・実施 ・ 県の支援事業を側面から促進する制度 ・ 活動団体の人材育成 ・ 事業の啓発 ・ 各専門分野の支援機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動に必要な情報収集・提供 ・ 県民活動団体に対する助言・相談 ・ 行政、事業者、県民、県民活動団体間のコーディネート ・ 市町村支援センター及びボランティアセンター等との連携
今後の方向性	<p>県民活動促進基本計画に基づく県民活動促進に向けた環境づくりを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働の推進 ・ コーディネーターの養成 ・ 支援センターの管理運営等 	<p>中・長期計画 H15策定を踏まえ、県民活動の促進に向けた事業を実施する予定</p> <p>主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県施策との連携 ・ 県民活動助成事業及び支援事業 ・ 協働ネットワーク形成事業 	<p>県、県民、県民活動団体間のコーディネート機能の充実</p> <p>主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民活動団体の情報収集及び提供 ・ 県民活動団体のネットワークの形成 ・ NPO法人申請、助成金など

		<p>の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートシステムの構築 ・コミュニティビジネスの振興 ・社会貢献活動の推進 ・学生・生徒のボランティア活動の推進 ・シニアボランティア活動の推進 ・ボランティア活動保険の拡充 等 	<p>の相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の運営、会計処理、広報活動等の相談 ・協働事業のコーディネート業務 等 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>今後、各地域の市町村支援センターの設置の進展に応じ、以下の「支援センターの役割」に掲げる方向に転換していく。</p> </div>
--	--	---	--

3 支援センターの方向性

(1) 県民活動支援拠点の機能の強化・充実

きらめき財団及び支援センターが実施する県民活動支援・促進事業については、県民活動団体等、広く県民の意見を聴きながら、事業のあり方やニーズなどを把握するとともに、県民活動の自主性・主体性を損なわないよう機能の強化・充実を進めるとともに、適宜、必要なメニューの充実を検討する。

市町村支援センターは、次に掲げるメニューを参考にしながら、地域の実情や特性等に応じた機能の充実を図ることが期待される。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ▲ 普及・啓発機能の強化と充実 | ▲ 情報収集・提供機能の強化と充実 |
| ▲ 交流・連係機能の強化と充実 | ▲ 相談・仲介機能の強化と充実 |
| ▲ 人材育成・研修機能の強化と充実 | ▲ 調査研究機能の強化と充実 |
| ▲ その他 | |

(2) 支援センターの在り方について

市町村支援センターの設置が進捗したときにおける支援センターと市町村支援センターとの役割分担

支援センターの役割

県民活動の中核的な支援拠点として、自主的・主体的な県民活動を促進していく観点から機能を強化・充実するとともに、各分野や地域における県民活動支援機関等と連携し、県民活動を促進していく。

- ▲ 県下全域にわたる県民活動促進のため、県民活動支援の総合窓口として、また、連携・協働の拠点として全県的なネットワークの構築を図るとともに、行政、事業者、県民、県民活動団体間における協働推進のコーディネートを行う。
- ▲ 地方分権の流れの中で、県民活動を県全体でサポートする体制づくりや、専門性を高めていくために研究機能の充実等を図っていく。
- ▲ 市町村枠を超える広域的な課題については、地域の支援拠点間の連携・調整等を行う。
- ▲ 各専門分野毎の機能の充実については、各専門分野の活動支援拠点が中心とな

って行う。支援センター及び市町村支援センターは、連携・協力していく。

- ▲ 市町村支援センターとの情報収集及び提供業務を積極的に進めていく。
- ▲ 市町村支援センターが設置されても、合併後の市町村の姿も様々であり、サービス内容のばらつきが大きくなる恐れもあることなどから、当分の間は市町村支援センターのフォローを行う。
- ▲ 県内各地域のバランスを考慮しながら、県下全域で県民活動が促進するための支援を行う。

市町村支援センターの役割

市町村域における県民活動支援拠点の整備については、市町村ボランティアセンター等既存の支援拠点の機能の充実強化も含め、市町村が中心となって進める。

また、地域での県民活動がより一層活発化されるよう、市町村域内における県民活動への支援、促進については、地域の実情に配慮しながら市町村が中心となって取り組んでいく。

- ▲ 市町村支援センターは、地域に密着した拠点として、活動団体のニーズや課題等を的確に把握し、地域の特性を十分生かした活動ができるよう支援を行う。
- ▲ 市町村支援センターは、地域の活動団体のネットワークを強化するとともに、地域における様々な課題に活動団体と協力して対応していく。
- ▲ 地方分権が進捗する中で、コミュニティをベースとした活動についても取り組んでいく。
- ▲ 各専門分野毎の機能の充実については、各専門分野の活動支援拠点が中心となって行う。支援センター及び市町村支援センターは、連携・協力していく。

支援センターの民設民営化及び存廃を含めた方向性

- ▲ NPO法人が民設民営で運営するためには安定的な収入がなければ活動はできない。長期的・安定的に運営していくためには、運営資金の確保が最重要となるが、会費収入や事業収入の中から運営経費を捻出していくことは困難である。

したがって、現時点での民設民営化への移行は時期尚早であり、公設民営化を継続することとする。